

子育て家庭優待事業がスタートしました

社会全体で子育て家庭を支えていく気運の醸成を図る一環として、県・町・商工団体が協働し、平成21年7月より、子育て家庭優待事業がスタートしました！



対象世帯 中学生以下の子ども、または妊婦のいる世帯

カードの配布 小学校、幼稚園、保育園に在籍している子どもがいる世帯には6月下旬に配布しております。ご自宅で子育て中の方、中学生以上の子どものみをもつ方や妊娠中の方、県外から転入された方など、まだ配布されていない世帯の方は、役場福祉課又は各総合支所地域生活課窓口で受け取ってください。（カードの配布は1世帯1枚です。）
また、1世帯に複数枚のカードが配布された場合は、ご返却ください。



協賛店情報 カードと一緒に配布するガイドブックには、協賛店情報やサービス内容が記載されております。また、専用のホームページでは最新の情報が掲載されておりますので、ご活用ください。
URLはこちら→<http://common.pref.lg.jp/k-yutai/>



あきた子育てふれあいカード

◆問い合わせ先 役場福祉課 TEL 85-2190

第九回 特別弔慰金

○支給対象者

平成17年4月1日から平成21年3月31日の間において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）が亡くなるなどしたことにより、平成21年4月1日において前記年金給付の受給権者がいない場合、次の順番による先順位のご遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

- 1 平成21年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方。
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等と生計関係を有していた方のうち平成21年4月1日において婚姻していたとしても氏が変わっていない方又は同日において遺族以外の方と養子縁組をしていない方に限ります。
- 4 上記3以外の戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等と生計関係を有していない方や戦没者等と生計関係を有していたが上記3に該当しない方。
- 5 上記1から4以外の戦没者等の三親等内の親族
※戦没者等の死亡まで引き続く1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

- 支給内容 額面24万円、6年償還の記名国債
- 請求期間 平成21年4月1日から平成24年4月2日
- 請求窓口 三種町役場 福祉課 TEL 85-2190
山本総合支所地域生活課 TEL 83-2115
琴丘総合支所地域生活課 TEL 87-3156

●戦没者遺族相談員（能代市山本郡）

氏名	住所	委託期間
鎌田 賢治	能代市須田字屋布添52-1	平成21年6月1日から平成21年9月30日